

徳島県告示第二十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十一条の二十五第二項の規定により、指定一般相談支援事業の廃止について、次のとおり届出があった。
令和元年五月十五日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定一般相談支援事業者		指定一般相談支援事業を行う事業所		サービスの種類	廃止の届出の受理日	廃止年月日
名称	所在地	名称	所在地			
株式会社ホームケア べんり堂	徳島市北矢三町一丁目一 一五	ホームケアべんり堂 支援センター	徳島市北矢三町一丁目一 一五	同	同	同
社会福祉法人有誠福祉 社	名西郡石井町石井字石井一 九九四番地	名西地区在宅障害者 生活支援センター	名西郡石井町石井字石井城 ノ内五六三	地域移行支援 地域定着支援	平成三十一年 二月二十八日	平成三十一年 三月三十一日